

山口市地域子育て支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化や核家族化の進行、社会経済情勢の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的として行う地域子育て支援拠点事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、山口市とする。ただし、市長は、本事業の適切な事業運営が確保できると認める者（以下「事業運営者」という。）に委託又は補助することができる。

(実施場所)

第3条 事業は、別表1に掲げる地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」という。）において実施するものとする。

(実施形態)

第4条 事業の実施形態は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 保育所併設型拠点施設

認可保育園に常設の子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として次条第1項に定める事業を実施する。

(2) 地域型つどいの広場

市内の概ね中学校区を範囲とする地域に常設の子育て支援拠点を開設し、子育て親子を対象として次条第1項に定める事業を実施する。

2 実施形態は、それぞれ別表第2に掲げるものとする。

(事業内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行う事業
- (2) 子育て等に関する相談及び援助を実施する事業
- (3) 地域の子育て関連情報を提供する事業
- (4) 月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する事業（ただし、別表第1に掲げる「阿東子育て広場ままっこサロン」、「子育て支援センターのびっこ島地」及び「鑄銭司子育て広場こいんず」を除く。）

2 前項に掲げるもののほか、地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るため、以下に掲げる地域支援にかかる取組のいずれかを実施できるものとする。ただし、別表第2の開設日数の項中に掲げる週5日以上開設する施設にあっては、いずれかの取組みを実施するものとする。

- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

3 事業運営者は、地域全体の子育て支援機能の向上を図るため、近隣地域の子育て支援拠点と互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うとともに、地域内の保育所、児童委員（主任児童委員）、子育て支援団体、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、行政機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的な事業の実施に努めるものとする。

(実施要件)

第6条 各拠点施設の実施要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 各拠点施設の開設日数及び時間については、別表2に掲げるとおりとする。なお、開設時間は、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分

配慮して設定すること。

(2) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

(3) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上（非常勤でも可）常時拠点施設に配置すること。

(4) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

(委託料等)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、事業運営者に対して、「山口市地域型つどいの広場設置助成事業費補助金交付要綱」に基づく補助金を交付することができるものとする。

2 第2条の規定に基づき事業を委託した場合の委託料の額及び委託料の請求の方法については、別に締結する業務委託契約書により約定するところによる。

(利用料)

第8条 本事業の利用料は無料とする。ただし、催事、講習・講座の実施及び茶菓子の提供に係る費用等で、特定の個人の利用に係る経費を、事業運営者は利用者から徴収することは妨げない。

(秘密の保持)

第9条 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うにあたって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

(研修等)

第10条 事業運営者は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めるものとする。

2 事業に従事する者は、各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。また、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事業

の実施について」(平成27年5月21日付雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。)別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修(地域子育て支援コース)の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を受講することが望ましい。

(広報等)

第11条 事業の実施に当たっては、地域住民に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 山口市保育所地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成19年4月1日制定)及び山口市元気子育て支援センター推進事業実施要綱(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成30年8月10日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

	名称	所在地	
1	阿東子育て広場まっこサロン	阿東徳佐中 3382 番地	
2	山口市徳地子育て支援センター「すくすくハウス」	徳地堀 1616 番地	堀保育園
3	子育て支援センターのびっこ島地	徳地島地 255 番地 1	島地保育園
4	仁保つどいの広場「いっぽ仁保さんぽ」	仁保中郷 1006 番地	
5	子育て支援センター大内「KOURIN すくすく」	大内問田四丁目 9 番 13 号	大内光輪保育園
6	す・こ・や・かキッズ	大内矢田北三丁目 22 番 11 号	大内すこやか保育園
7	宮野つどいの広場 あのね	宮野上 3 番地 1	
8	子育て支援センターゆりかご	大手町 6 番 17 号	愛児園乳児保育所
9	大殿子育てひろば「キラ◇きら」	野田 17 番地	
10	ほっとさろん西門前でとと	本町二丁目 1 番 3 号	
11	子育て支援交流広場ちゃ☆ちゃ☆ちゃ	湯田温泉五丁目 2 番 13 号	
12	子育てセンター山口	維新公園五丁目 10 番 1 号	おおとり保育園
13	吉敷つどいの広場「楽楽楽」	吉敷佐畑五丁目 7 番 13 号	
14	子育て支援センターふれあい	吉田 3050 番地	愛児園平川保育所
15	平川子育てつどいの広場 ひらひら	黒川 2393 番地	
16	子育て支援センターひだまり	富田原町 42 番 4 号	愛児園湯田保育所
17	地域子育て支援センターぐるんぱ	矢原 887 番地 6	めばえ保育園
18	子育て支援センターたんぽぽひろば	小郡新町二丁目 5 番 1 号	たんぽぽ保育園
19	子育てつどいの広場「小郡ぽっぽ」	小郡尾崎町 3 番 11 号	
20	鑄銭司子育て広場こいんず	鑄銭司3922番地1	
21	二島つどいの広場あそぼう家	秋穂二島 5990 番地	
22	子育て支援センターおひさまクラブ	秋穂東 900 番地 7	秋穂保育園
23	大海保育園つぼみクラブ	秋穂東 978 番地 1	大海保育園
24	子育て支援センターかがわ	江崎 2712 番地 1	嘉川保育園
25	嘉川子ども館「しゅっぽっぽ」	嘉川 4651 番地 1	
26	子育て支援センターさやま	佐山 2793 番地	さやま保育園
27	山口市阿知須子育てつどいの広場きらら	阿知須 2735 番地 1	あじす保育園

別表第2（第4条及び第6条関係）

	名称	実施形態	開設日数	開設時間
1	阿東子育て広場ままっこサロン	地域型つどいの広場	1回以上/月	4時間以上/日
2	山口市徳地子育て支援センター「すくすくハウス」	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
3	子育て支援センターのびっこ島地	保育所併設型拠点施設	1日以上/週	1.5時間以上/日
4	仁保つどいの広場「いっぽ仁保さんぽ」	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
5	子育て支援センター大内「KOURIN すくすく」	保育所併設型拠点施設	5日以上/週	5時間以上/日
6	す・こ・や・かキッズ	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
7	宮野つどいの広場 あのね	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
8	子育て支援センターゆりかご	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
9	大殿子育てひろば「キラ◇きら」	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
10	ほっとさろん西門前でとと	地域型つどいの広場	5日以上/週	5時間以上/日
11	子育て支援交流広場ちゃ☆ちゃ☆ちゃ	地域型つどいの広場	5日以上/週	5時間以上/日
12	子育てセンター山口	保育所併設型拠点施設	5日以上/週	5時間以上/日
13	吉敷つどいの広場「楽楽楽」	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
14	子育て支援センターふれあい	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
15	平川子育てつどいの広場 ひらひら	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
16	子育て支援センターひだまり	保育所併設型拠点施設	5日以上/週	5時間以上/日
17	地域子育て支援センターぐるんぱ	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
18	子育て支援センターたんぽぽひろば	保育所併設型拠点施設	5日以上/週	5時間以上/日
19	子育てつどいの広場「小郡ぽっぽ」	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
20	鑄銭司子育て広場こいんず	地域型つどいの広場	1回以上/月	4時間以上/日
21	二島つどいの広場あそぼう家	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
22	子育て支援センターおひさまクラブ	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
23	大海保育園つぼみクラブ	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
24	子育て支援センターかがわ	保育所併設型拠点施設	5日以上/週	5時間以上/日
25	嘉川子ども館「しゅっぽっぽ」	地域型つどいの広場	3日以上/週	5時間以上/日
26	子育て支援センターさやま	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日
27	山口市阿知須子育てつどいの広場きらら	保育所併設型拠点施設	3日以上/週	5時間以上/日